

第29回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成21年3月17日（火）9:30～
場所 北農健保会館 3階 芭蕉の間

1 開 会

2 議 事

- (1) 答申案・整理案等の審議について
- (2) 次回（第30回）委員会について
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（関係分）
- 資料3 答申案
 - 資料3-1 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示
 - 資料3-2 「条例による法令の上書き権」の創設
- 資料4 整理案
 - 資料4-1 過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置
 - 資料4-2 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大
- 資料5-1 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設
- 資料5-2 地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化

第29回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

【委 員】

| | 氏 名 | 職 業 |
|-----|---------|-----------------------|
| 会長 | 井 上 久 志 | 北海道大学大学院経済学研究科教授 |
| 副会長 | 五十嵐 智嘉子 | (社) 北海道総合調査研究会常務理事 |
| 委員 | 佐 藤 克 廣 | 北海学園大学法学部教授 |
| 委員 | 林 美香子 | キャスター・地域まちづくりコーディネーター |
| 委員 | 福 士 明 | 札幌大学法学部教授 |
| 委員 | 山 本 光 子 | (株)電通北海道プランニングディレクター |

【事 務 局】

| 氏 名 | 役 職 |
|---------|------------------|
| 川 城 邦 彦 | 北海道企画振興部地域主権局 局長 |
| 出 光 英 哉 | 同 局次長 |
| 志 田 文 毅 | 同 参事 |
| 渡 辺 明 彦 | 同 参事 |

道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分： (1) 道民提案継続検討分 (2) 五十嵐委員提案分 (3) その後の道民提案追加分

| 区分 | 分類 | 項目 | NO | 委員会検討 | | | | | |
|-----|--------|----------------------------|-------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 24回 | 25回 | 26回 | 27回 | 28回 | 29回 |
| (1) | A 地域医療 | 地域での臨床研修義務化 | 2 | | ○ | ○ | | | |
| | | 潜在医師・外国人医師の招致 | 3 | | ○ | ○ | | | |
| | | 期間限定交代制の導入 | 4 | | ○ | ○ | | | |
| | | 診療報酬の特例措置 | 7 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 看護学校の定員増・奨学金拡充 | 8 | | ○ | ○ | | | |
| | | 養成施設指定権限移譲等 | 9 | | ○ | ○ | | | |
| | | 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等 | 206 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 外国人人材受入れの促進 | 10 | | ○ | ○ | | | |
| | | 標準医師数の算定方法緩和 | 12 | | ○ | ○ | | | |
| | | 看護職員の配置基準緩和 | 13 | | ○ | ○ | | | |
| | D 経済振興 | 病院、診療所の人員及び施設の基準 | 207 | | ○ | ○ | | | |
| | | カジノの振興 | 54 | | | | | | |
| | | (小樽市への) カジノの設置(誘致) | 215 | | | | | | |
| | | 自由貿易地域指定 | 69 | | | | | | |
| | | 空港の一括管理 | 75 | ○ | | | | | |
| | | 千歳空港のハブ空港化 | 221 | ○ | | | | | |
| | H 地域振興 | 2種・3種行政の解消 | 125 | | | | | | |
| | | ＜国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示＞ | 130 | | | ○ | ○ | ☆ | |
| | | | | | | | | | |
| 18件 | A 地域医療 | 臨床研修病院の指定・監督 | 245 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 臨床研修先の限定 | 246 | | ○ | ○ | | | |
| | | 外国人向けの外国人医師等の招致等 | 247 | | ○ | ○ | | | |
| | | 医療関係学部の定員増 | 248 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 保健師等の学校・養成施設の指定・監督 | 249 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 医師標準数の設定(過疎地域) | 250 | | ○ | ○ | | | |
| | | 訪問看護師の業務・役割の拡大 | 251 | | ○ | ○ | | | |
| | | 介護福祉士の業務・役割の拡大 | 252 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大) | 253 | | ○ | ○ | | | |
| 9件 | A 地域医療 | 公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例 | 255 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ＜過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置＞ | | | | | | | |
| | | 高速道路の無料化 | 256 | ○ | | | | | |
| | | E 雇用 | 257 | ○ | | | | | |
| | | H 地域振興 | 郵便局の役場の支所化 | 258 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | ＜郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大＞ | | | | | | | |
| | | 政令市の法定要件緩和 | 259 | ○ | | | | | |
| | | 国有林など国有財産の移管 | 260 | ○ | | | | | |
| | | 都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲 | 261 | ○ | | | | | |
| 14件 | A 地域医療 | 広域連合への地方交付税交付 | 262 | ○ | | ○ | ○ | | |
| | | 社会資本関係業務の地方独立行政法人化 | 263 | ○ | | ○ | ○ | | |
| | | 相続税に係る特例 | 264 | ○ | | | | | |
| | | 木造建物に係る基準の特例 | 265 | ○ | | | | | |
| | | F M放送波の地方自治体への割り当て | 266 | ○ | | ○ | | | |
| | | 自動車ナンバーの特例 | 267 | ○ | | | | | |
| | | J 福祉 | 社会保障関係法の条例化 | 268 | ○ | | ○ | ○ | ☆ |
| | | ＜条例による法令の上書き権＞の創設 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

- 注) 1) 上記項目は、第23回委員会において、第1次整理されたもの(ただし、NO.125・130は後に追加)
 2) 太字は、第24回～第26回委員会の審議の結果、再度検討を行うと整理されたもの
 3) 太字は、2)のうち、第4回答申に向か更に検討していくとされたもの
 　※ < >内は、当該項目に関連して審議する検討項目
 4) 「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す。

<参考> 庁内提案

| 項目 | NO | 委員会検討 | | | | | |
|-----------------------------|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 24回 | 25回 | 26回 | 27回 | 28回 | 29回 |
| 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設 | ① | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化 | ② | | | ○ | | ○ | ○ |

- 注) 1) 太字は、第4回答申に向か更に検討していくとされたもの
 2) 「○」は検討を示す。

資料 2

【特区提案として検討すべきもの】
道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

大分類 A 地域医療対策全般

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提要数 量積 度 | 事実関係等の整理 | 実現するためを考えられる手法 | 実現した場合に考えられる メリット・デメリット | 摘要 | 関係部課 科 | 個票番号 |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------|--|----------------|---|----------------------------|------------|-------|
| 地方の実 情に即應 した医者の配 置 | 公立病院のオーフン化する医療の標準 の特例 | 公立病院で診療を行う中に公 立医を認めようとする。 | 1 | 開業医等が病院のオーフン化に伴う開 業医による診療行為の標準化する。 放病院による特例医療等は、自らある 利用法で医師等が定めることとする。 治療のため開業医診療等が公的病院内 に算支する場合は、医療法第21条で規定 された医師の配置は医療法第21条で規定 される。 | ・ 医療法の特例 | (メリット) ・ 医師数に医師数が足りないことに立派院 より診療報酬額が算定されることは可能 などある。 (デメリット) ・ 医師標準数が算定上充足されがるが、患者 態として医師が算定上充足されがるが、患者 への医療の質的向上につながらず。 | 実現した場合に考えられる メリット・デメリット | 医務課 医務課 | 3317A |

正偏在域の地圖

**大分類 A 地域医療対策
中分類 医療従事者の地域偏在是正**

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提率数 量 限く | 事実関係等の整理 | 実現するために考えられる手法 | 実現した場合に考えられるメリット | 摘要 | 関係部課 | 個票番号 |
|----------------------------|-----------------------|--|----------------|---|-----------------|---|-----------------|------|------|
| 地方勤務 医療 臨床研修病院の指定・監督 | 245 臨床研修病院の指定・監督 | 臨床研修病院の指定・監督 監修限へ移譲する。 | 1 1 | 臨床研修は、医師法第16-2条により、「医学を履修する医師を置く大臣の指定する病院」又は「2年以上病院の指定基準の一につき、「受病を受け入れる研修した数又は年間入院患者を100で除した数を組ねない」とある。 | 医師法及び関係法令の改正 | 【メリット】 ・ 指定権限に基づき、都市部での臨床研修が可能となること。 ・ 「メドリット」病院の指定権限等を移譲する限りでは、地方勤務医の確保は難しい。 ・ 临床研修は斯くては臨床研修が道外に流出するおそれがある。 | 保)地域医療 保健推進室 | - | |
| 看護職員 養成 | 248 医療関係学部 医定員増 | 医学部以外の公立・私立定員 医学医療関係学部の入学定員を 文科大から転事に変更する。 | 1 1 | 取扱定員等を記載した学法則を変更する場合、公立は、文科大への属出を実現する。文科大全体での属出を実現する。(文科大の認可申請によります。) | 学校教育法及び関係 法令の改正 | 【メリット】 ・ 手続の簡素化、効率化により、看護職員が減らされる可能性がある。 ・ 「メドリット」に伴う看護職員の負担が増加するが、少子化による学生数・受験者数の減少等もある。 | 保)医療 政策課 | - | |

大分類 A 地域医療対策
中分類 その他

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提案数 複数 既往 | 事実関係等の整理 | 実現するためを考えられる手法 | 実現した場合に考え方 | 摘要 | 個票番号 |
|-----|-----------------------------|---|-----------------|---|---|---|--|---------------------|
| その他 | 2.5.2 介護社・後副の 介業務・後扶大 | 地域での在宅介護を支えるは じめに、専門的知識と技術を持った 医療行為者による指示を受けること で、訪問介護（略）が運営する。研修した うる。 | 1 | 介護社士及び技術者をもつて、身体上 に介して介護を行っている。介護者 は、介護の実施の上、食事及び入浴等の 指針に基づいて、介護を行っている。 又生活に適応する年齢の介護を行ってい る。高齢者に対する介護は、原則として自立 能性を尊重する。研究会に参加する。 | 【メリット】 医師による医業の独占業務、看護師に よる診断法、保育看護法、介護福祉士の 改正が必要なほどに至るなど、介護の整備 や医療過誤時の責任体制の整備が必要 である。 | 【メリット】 看護師によるだんの吸引や胃ろう 管、米糞管等が安全でなくては、看護師が同件 に由れば、外出等もしくは在宅療養者の生活が甚 しくなる。 | 【デメリット】 単に医療行為は、可能判断は相手の責任 ではない。医療過誤の責任が誰が負うかの責任 や、医療過誤の責任が起訴される。 | 保 医業課 部課 係 |

| | |
|-----|--|
| 大分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 経済 |
| 中分類 | 観光振興 |

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提案数 重複 除外 | 事実関係等の整理 | 実現するために考えられる手法 | 実現した場合に考え方 | 摘要 | 関係部課 | 個票番号 | |
|--------|-------------|-------------------------------|-----------------|---|-------------------------------------|--|------------|------------|---------------------------------|----------------|
| 空港の活性化 | 7.5 空港の一括管理 | 道内の第2種A空港の移管を受けた外港アライアンス化を図る。 | 2 | 空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理される。 △ 第2種A空港（国設置・国管理） △ 第2種B空港（国設置・国管理） △ 第3種空港（道設置・道管理） △ 女溝別、中標津、礼文、奥尻他飛行場（防衛省との共同飛行場） △ その他 | 航空法、空港整備法、特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）の改正 | 【メリット】 ・空港整備施設を、住民に身近な行政主体制であらの有効活用のために取り組むことができる。 ・空港料金等の収入が道の運営用の収支不足に足りず、財源を確保する手段として、空港整備費を充てることで、空港整備費を貯蓄することができる。 【デメリット】 ・道の負担が増えることによる空港整備費不足を買いつけて、空港整備料金を徴収するなどする。 ・新規空港開港が現状では、必ずしも現実的ではない。 ・道の負担が増えることによる空港整備費不足を買いつけて、空港整備料金を徴収するなどする。 ・新規空港開港が現状では、必ずしも現実的ではない。 | 実現した場合に考え方 | メソッド・テメリット | 企) 新幹線交通局 企) 参事会 企) 建設政策課 | 3075D 3107D |

| | |
|-----|--|
| 大分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 経済 |
| 中分類 | その他 |

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提案数 重複 除外 | 事実関係等の整理 | 実現するために考えられる手法 | 実現した場合に考え方 | 摘要 | 関係部課 | 個票番号 |
|--------|------------------|--|-----------------|--|--|------------|------------|---------------------|-------|
| 空港の活性化 | 2.1 空港のハイブリッド空港化 | 千歳空港をハイブリッド空港化し離発着料金を下げる。世界に通用する空港収益を北海道に貢献する。 | 1 | グローバル化の進展に伴う人や物の移動の大転換点を切り込んで、新千歳空港の空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理される。（法第4及び5条） △ 第2種A空港（国設置・国管理） △ 第2種B空港（国設置・国管理） △ 第3種空港（道設置・道管理） △ 女溝別、中標津、礼文、奥尻他飛行場（防衛省との共同飛行場） △ その他 | 【メリット】 ・空港整備施設を、住民に身近な行政主体制であらの有効活用のために取り組むことができる。 ・空港料金等の収入を用意することで、空港整備費用を貯蓄する。 【デメリット】 ・空港整備料金を徴収するため、空港整備料金が不足する。 ・道の負担が増えることによる空港整備費不足を買いつけて、空港整備料金を徴収する。 ・新規空港開港が現状では、必ずしも現実的ではない。 | 実現した場合に考え方 | メソッド・テメリット | 企) 新幹線交通局 企) 参事会 | 1204D |

大分類 I 地域振興対策
中分類 地方自治

| 小分類 | 細分類 | 概要 | 提案数 重複 除外 | 事実関係等の整理 | 実現するためを考えられる手法 | 実現した場合に考えられる メリット・デメリット | 摘要 | 関係部課 | 個票番号 |
|------------------|---------------------------|---|---|---|--|--|---------------------|-----------|-------|
| 基礎自治体の強化 | 1.2.5 2重、3重行政の解消 | 開発局、経済産業局など、2重、3重行政を解消し、無証を解消する。 | 1 1 | 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となつてゐる。(18,11,14現在。国会提出資料)。与党会意、H18.4.12政府、3格固定の移譲事務等大規模な職員の多い事務の実態状況、北海道においては、選出され州制特区の市町村への事務移譲や行政改革等を入力して、北海道にお盤しつつ、検討するものとする。 | ・ 国の地方支分部局との機能等統合の検討 | 【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 種類による業務を一元化することにより、効率的・効果的に業務を図ることができる。 ・ 惯習の向上による公的機関の統廃合は、地元の理解が必要。 | | 企) 地域主権事務 | 3006H |
| 1.3.1 2重、3重行政の解消 | 開発局、経済産業局など、2重、3重行政を解消する。 | 1 0 | (No. 125に同じ) | (No. 125に同じ) | | | | 企) 地域主権事務 | 3006H |
| 2.5.8 郵便局の役場の支所化 | 郵便局が役場の支所の業務を行えるようにする。 | 1 1 | 市町村は支所、出版物を設けなどができない。(地方自治法第155条)、戸籍謄本、住民票の受取、郵便局における明書等の交付の請求がよく利用する市町村の特定の事務については現行法で取り扱うこととどくは、(地方公共団体の特定の事務における取扱いに関する法律) | 地方公団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正等 | (メリット) ・ 市町村の組織及び運営の合理化に資する。 (デメリット) ・ 職員の過多な負担の軽減及び運営の合理化に向けた市町村の組織設計が必要。 ・ 同じく、郵便局による費用の負担としての業務に要する賃料が必要。 | | 企) 市町村課 企) 地域主権局 | 3322H | |
| その他 | 2.6.2 広域連合への地方交付税交付 | 地方交付税を課せしめ、二級行政による地域に生むべきふるい財源を確保するためのもの及び、市町村及び都道府県に交付される資金を、地元の自治体を組織していける地元がある。(地方交付税の算定方法は13条第10項) ・ 地方交付税の交付は11団体ある(厚生福祉4、環境衛生5、教育1、その他1) | 1 1 | 地方交付税は、地方公団体間に財源の不均衡を緩和し、二級行政による地域に生むべきふるい財源を確保するためのもの及び、市町村及び都道府県には組織していける地元がある。 | ・ 地方交付税の特例 | ・ 広域連合の財源が増加する場合は、広域連合が取扱い組みが、より一層促進される。 (デメリット) ・ 広域連合は構成市町村等の分担金をもつて基盤運営を行つて税金を交付するが、これにより市町村等分担金の支拂いが減少する。 ・ つても市町村子会社が支拂いが減少する。 ・ ここの市町村に広域連合の交付団体につけて、都道府県は、地元の交付するところと異なる。 | | 企) 市町村課 | 3318H |

大分類 地域振興対策 中分類 地方自治強化

大分類 H 地域振興対策
中分類 地域活性化

| 小分類 | 細分類 | 概 要 | 提案数 直接 除く | 事実関係等の整理 | 実現するためを考えられる手法 | 実現した場合に考えられる メリット・デメリット | 摘 要 | 関係 部課 | 個票 番号 |
|-----|---|---|-----------------|---|----------------|---|-----|------------|----------|
| その他 | 2.6.6 FMI放送の周波数を放送局として地方自治体に割り当てるなども、それ電波出力にかかる基準を、電波料に応じて緩和する。 | FMI放送の周波数を放送局として地方自治体に割り当てるなども、それ電波出力にかかる基準を、電波料に応じて緩和する。 | 1 1 | 国は、国内外で受発信する電波を、相互に干渉しないように心を尽して放送局として、それを基準とする。数一級の地域放送が平成4年1月より地域の特性を生み出し、一部の放送局において放送4年目より地元の特徴化を図ることで、より地元の特徴化を図ることで、その情報の発信をする事ができる。 | 電波法の特例 | (メリット) ・地域を訪れた観光客に地域に密着した情報を提供し、行政振興などに、産業振興などに資する。 (デメリット) ・周波数に余裕がなく過疎に居住する他の利用希望者との競争で調整が必要であり、新たな設備投資や電波使用料の支払などを増加する。 | | 企画部 総務課 | 2312H |

大分類 J 福祉
中分類 福祉

| 小分類 | 細分類 | 概 要 | 提案数 直接 除く | 事実関係等の整理 | 実現するためを考えられる手法 | 実現した場合に考えられる メリット・デメリット | 摘 要 | 関係 部課 | 個票 番号 |
|-----|-------------------|---------------------------------|-----------------|---|----------------|---|-----|----------|----------|
| 福祉 | 2.6.8 社会保障関係法の条例化 | 社会保障関係の各法、児童福祉法などの法律を北海道で条例化する。 | 1 1 | 生命、健康に係る最低限の基準を守るために、定めている児童福祉法など社会保障関係の各法は、憲法25条(生存権)の趣旨から見て改めて定めることとする。 ・保育所の認可是都道府県の権限。 | ・社会保障関係法の特例 | (メリット) ・保育所の施設設備や職員配置などに、地域の実情に応じた適切な保育サービスの提供ができるようになる。 (デメリット) ・新たな規制の追加による上回ることも看過できることのないものではあるが、その財源措置が必要となる。 | | 保 総務課 | 3315J |